

令和 7 年度 宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託仕様書

1. 件名

宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託

2. 目的

近年、本市においては不登校児童生徒数が急増し、不登校率は全国平均、県平均よりも高い水準で推移しており、これらの児童生徒への支援が喫緊の課題となっている。

不登校期間が長期化すると、学習面での不安が強まり、高校進学への意欲が低下する可能性がある。また、進学先の選択肢が少なくなることで、将来の職業選択や就労収入に影響を及ぼし、貧困につながるものが危惧される。

そこで、貧困の連鎖を断つという観点から、不登校の児童生徒等への学習支援策として、学校外における学習支援体制の構築や、学校内の空き教室等を活用した学習支援実施に関する企画提案を募集する。また、委託先の候補者を適切に選定するため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定する。

3. 業務期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 支援対象者

不登校児童生徒や何らかの理由により学校に通うことが困難な児童生徒および市内公立中学校にて別室登校をしている生徒

5. 委託業務内容

本業務の内容に最低限必要な事項を次のように定める。

(1) 不登校児童生徒等が委託塾へ通う支援（通塾による支援）

① 実施内容

- ア. 学習進度に応じた個別支援
- イ. オンラインによる支援
- ウ. 訪問による支援
- エ. 進学・進路に関する相談支援
- オ. 送迎支援
- カ. その他、本事業の目的実現に必要な支援

②実施場所

市内に所在する民間の学習塾

③実施時間等

ア. 月曜日～金曜日のうち週2回以上

イ. 1回につき2時間以上の学習支援を行う。ただし、利用する児童生徒の状況に合わせて柔軟に対応する。

④受入人数

1回につき10名以内とする。

(2) 学校への学習塾講師派遣による支援（塾講師派遣による支援）

①実施内容

ア. 学習進度に応じた個別支援

イ. その他、本事業の目的実現に必要な支援

②実施場所

市内公立中学校4校の空き教室等

③実施時間等

ア. 月曜日～金曜日のうち週1回程度

イ. 1回につき2時間程度の学習支援を行う。ただし、利用する生徒の状況に合わせて柔軟に対応する。

ウ. 支援開始及び終了時刻は中学校と協議の上決定する。

④受入人数

1回につき10名以内とする。

(3) 個別支援計画の作成

受託者は学習及び支援内容がわかる個別支援計画を作成し、本事業の目的が達成されるよう努めなければならない。また、年間計画書や利用状況報告書を作成し、当該児童生徒が在籍する学校及び委託者へ提出し、3者間で支援内容を確認すること。

(4) 会議への出席

本事業を円滑に推進するため、受託者は委託者の求めに応じ、会議へ出席しなければならない。

6. 実施体制

本事業を円滑に実施するため、本事業遂行に必要な能力、経験を有する指導者および業務総括責任者を配置することとする。

7. 打ち合わせ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打ち合わせを行い、本契約の目的達成に努めなければならない。

8. 実施状況の報告等

- (1) 受託者は、委託者の指示する様式により、毎月の実績報告並びに事業実績報告における必要書類（紙媒体及び電子媒体）を報告対象月の翌月 10 日迄に提出しなければならない。
- (2) 当事業は沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金を活用した事業であり、検査を受けるため、委託事業が完了したときは、実績報告に関係書類を添えて、事業終了後速やかに報告すること。
- (3) 本業務で整えた資料、報告書及び支出に係る領収書等は、事業終了後 5 ヶ年間厳重に保管し、提出を求められた場合は速やかに提出すること。

9. 経費の区分について

本事業以外の自主事業及びその他の補助金等を活用した事業がある場合には、その経費の区分を明確にすること。

10. 業務の再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を、第三者に再委託又は請け負わせることはできないものとする。但し、予め本市に承認を受けたときはその限りではない。

11. 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

12. 情報の守秘義務

- (1) 受託者は、本契約の履行に際して知り得た個人情報、業務内容を第三者に漏らしはならない。
- (2) 前号に規定する義務は、契約終了後も有効存続するものとする。

13. 事故の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置をとらなければならない。（※保険等へ加入するなどの対策をとること。）
- (2) 受託者は、業務の実施に伴う事故や損害が発生したときは、直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなければならない。

14. 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るように努めなければならない。

15. 留意点

- (1) 受託者は随時、委託者の求めに応じ、その実績資料等を速やかに提出すること。
- (2) 当事業は沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金を活用した事業であるため、事業終了後も会計検査等において、委託者の求めに応じ随時対応すること。

16. 対外交渉

受託者は、この契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合、または説明を求められた場合は、速やかに委託者に連絡し、その取扱いについて委託者の指示を受けるものとする。

17. 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議して定めるものとする。

18. 法令の厳守

業務の遂行にあたっては、関係法令等を厳守すること。

参考) 今後のスケジュール予定

内容	日程
本市より決定通知、受託者と契約内容についての協議開始	令和7年8月22日(金)～
契約締結	令和7年9月1日(月)
児童生徒への事業利用の募集案内・申請受付	令和7年9月1日(月)～
利用児童生徒の決定	令和7年9月22日(月)～
学習支援開始	令和7年10月1日(水)